

熊本市建設工事に係る業務委託総合評価方式試行要領

制定 平成21年 9月15日告示第565号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建設工事に係る業務の委託契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、入札者の実施方針等に対する評価(以下「技術評価」という。)と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)の試行に関して、熊本市条件付一般競争入札実施要領(平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。)、熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領(平成17年告示316号。以下「情報公表要領」という。)及び熊本市電子入札(建設工事・建設コンサルタント業務)運用基準(平成16年告示第567号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 本要領の対象となる業務は、実施要領2(2)アからオまでに規定するものとし、技術的な工夫の余地があると認められる業務で実施方針、実施フロー、工程表(以下「実施方針等」という。)及び入札参加者の企業及び配置予定技術者の業務実績等(以下「業務実績等」という。)と入札価格とを総合的に評価することが妥当と判断されるものとする。

(総合評価審査会等)

第3条 総合評価方式による入札に関し、次に定める事項を審査するため、総合評価審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

2 次に掲げる事項については、審査会において審査を行うものとする。

(1) 落札者決定基準の設定

(2) 技術評価の決定(実施方針等に係るものに限る。)

3 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令(昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。)第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の委員をもって充てるものとする。

4 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用するものとする。

5 審査会に、実施方針等に係る審査を補助させるため、作業部会を置くものとする。

6 作業部会は、業務担当課、技術管理課及び契約検査室の各課長(契約検査室にあっては、室長)が指定する各所属内の職員1名ずつをもって構成するものとする。

7 作業部会は、技術評価のために必要と認める場合は、入札参加者のヒアリング等を行うことができるものとする。

8 作業部会の庶務は、契約検査室が所管するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 前条第2項第1号の審査を行うに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならないものとする。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を

決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の意見聴取は、契約検査室が行うものとする。

(総合評価の方法)

第5条 総合評価は、次式により算出した価格評価点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えて得た評価値をもって行うものとする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2 価格評価点及び技術評価点の配分はそれぞれ50点とする。

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次の各号に従い定めることとする。

- (1) 評価項目は、業務の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式により入札を行う場合においては、公告で次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 技術資料(第8条第2項に規定する技術資料をいう。以下同じ。)の提出の期間、場所及び方法
- (3) 評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法
- (4) 技術評価の評価項目及び配点に関する事項
- (5) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項
- (6) 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 提出期限までに技術資料の全部又は一部が到達しなかった場合、技術評価点から実施方針等に係る得点を控除した点数が0点に満たない場合及び実施方針等に関する部分が未記入の場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とすること。
- (2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された技術資料は、返却しないこと。
- (4) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用しないこと。

3 総合評価方式で行う場合の公告及び入札説明書は、別添1(標準入札公告例)及び別添2(標準入札説明書例)によるものとする。

(技術資料等の提出)

第8条 技術評価を行うため、実施要領5(1)キに規定する申請書等を提出する際に、併せて技術資料を提出させるものとする。

2 前項に規定する技術資料は次のとおりとする。

- (1) 実施方針等

- (2) 企業の評価に関する書類及び添付資料
- (3) 配置予定技術者の評価に関する書類及び添付資料
- (4) 業務実績等得点申告書（業務実績等に係る得点を申告したものをいう。）

3 提出期限までに技術資料の全部又は一部が到達しなかった場合、技術評価点から実施方針等に係る得点を控除した点数が0点に満たない場合及び実施方針等に関する部分が未記入の場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とするものとする。

4 提出期限後における技術資料の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

（落札者の決定）

第9条 評価値は、入札参加者の提出した技術資料に基づき算出するものとする。この場合において、業務実績等の評価については、業務実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。

2 前項の規定により算出された評価値（以下「当初評価値」という。）が最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上ある場合にあっては技術評価点の最も高い者とし、さらに技術評価点の最も高い者が2者以上あるときは入札価格の最も低い者）について、第8条第2項第2号及び第3号に基づき、業務実績等の再評価を行うものとする。

3 前項の規定による再評価後の評価値が当初評価値以上の場合は当初評価値を、再評価後の評価値が当初評価値未満の場合は再評価後の評価値を当該入札参加者の評価値として確定するものとする。

4 入札参加者の評価値（再評価を行った者については、前項の規定により確定した評価値。以下「確定評価値」という。）のうち最も高い評価値（最も高い評価値が複数ある場合にあっては技術評価点の最も高い評価値とし、さらに技術評価点の最も高い評価値が複数ある場合にあっては入札価格の最も低い評価値）が確定評価値となるまで、順次再評価を行うものとする。

5 前各項の規定により、評価値が最も高いと認められた者を最高評価値入札者とし、落札決定については、最高評価値入札者を落札者として決定するものとする。

6 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

7 落札者決定後、入札結果及び技術評価の決定内容について、審査会に報告するものとする。

（低入札価格調査）

第10条 前条の規定により落札者を決定する場合は、最高評価値入札者について競争入札参加資格の確認を行い、令第167条の10の2第2項を適用するものとするものとする。

2 前項の場合においては、熊本市測量、建設コンサルタント等業務低入札価格調査実施要領（平成21年告示第534号。以下「低入要領」という。）を準用する。この場合において、別表の左欄に掲げる低入要領の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（審査結果の公表）

第11条 この要領に基づく入札に関する情報の公表の方法及び期間については、次項の定めによるほか情報公表要領の例によるものとする。

2 次に掲げる事項については、落札者決定後公表するものとする。この場合における(6)に掲げる事項の公表は別添3の様式により行うものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
- (2) 競争参加資格の有無に関する審査結果
- (3) 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (4) 入札者の商号又は名称
- (5) 入札金額
- (6) 価格評価点、技術評価点及び評価値

(落札者として決定されなかった者に対する理由の説明)

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、市長に対して、書面により落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(市の休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第13条 市長は、適正と認めた実施方針等の内容を契約書に記載し、その履行の確保に努めるものとする。

2 受注者が実施方針等の内容のとおり履行できなかった場合は、実施方針等の達成度合いに応じた技術評価点の再計算を行い、実施方針等の不履行として、次式により算出した落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。ただし、違約金の額は、契約金額を上限とする。

$$\text{違約金} = \text{予定価格} \times (\text{落札時評価値} - \text{再計算評価値}) / 50$$

3 設計図書で履行方法を指定しない部分の業務に関して、発注者が実施方針等を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の業務に関する責任を負うものとする。

4 市長は、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号)に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第14条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

(雑則)

第15条 本要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、同日以後に公告をするものについて適用する。

別表（第10条関係）

第1条	第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）	第167条の10の2第2項
	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）	熊本市建設工事に係る業務委託総合評価方式試行要領（平成21年告示第 号。以下「総合評価要領」という。）第9条第5項に規定する最高評価値入札者（以下「最高評価値入札者」という。）
第4条	指名競争入札にあつては指名通知書において次の各号に掲げる事項を明記し、	次の各号に掲げる事項を明記し、
第4条第1号	第167条の10第1項	第167条の10の2第2項
第4条第3号	最低価格入札者	最高評価値入札者
第5条	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
	第167条の10第1項	第167条の10の2第2項
第6条	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
	施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）	総合評価要領第9条第6項
第7条第1項	調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、	最高評価値入札者が調査基準価格を下回った入札を行っていた場合は、
第8条第1項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第10条第1項	施行令第167条の9	総合評価要領第9条第6項
第10条第2項	予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者	新たに最高評価値入札者となった者
	最低価格入札者	最高評価値入札者